

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

第 2 部 病院会計制度概論

第 11 章 キャッシュ・フロー計算書の作成

11-2-1 キャッシュの増減表の作成 (承前)

期首と期末の貸借対照表の各項目を比較することで、キャッシュの増減関係を確認した。したがって、このキャッシュの増減関係を、キャッシュ・フロー計算書で表示すべき内容に修正する必要がある。なかには、単純にその金額を振り替えればよいものもあれば、総勘定元帳のほかの資料を用いて修正をおこなわなくてはならないものもある。

そこで、キャッシュの増減表 (第 225 号掲載の図表 11-2) を以下のように拡張して、キャッシュ・フロー計算書を作成するための精算表を作成する。なお、設例のキャッシュの増減関係はすでに記入してある。

図表 11-3 キャッシュ・フロー計算書を作成するための精算表

Table with columns: 期首 貸借対照表, 期末 貸借対照表, キャッシュの増減 (キャッシュ減, キャッシュ増), 修正記入, 残高. Rows include 貸借対照表 (現金預金, 投資有価証券, etc.), 貸借対照表, and 精算表 (I 業務活動, II 投資活動, etc.).

< 続く >

(井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より)

外国人介護人材の業務の在り方 中間報告

厚生労働省は介護サービス事業で働く外国人について 3 年に一度、技能実習生の適切な処遇を確保するとともに介護サービスの質を確保するため状況を確認し、改善の必要があれば改善を行うことになっています。今回そのタイミングに合わせて検討会が開催され、中間報告が公表されました。

◆これまでの経緯

- ・訪問系サービスでは、利用者と介護者が 1 対 1 で業務を行うことが基本であり技能実習等における従事は認められていない。
・訪問介護では、介護職員初任者研修等の研修修了や介護福祉士資格保持を義務付ける等、有資格者等に限定している。

◆今後の対応

- ・外国人介護人材の訪問系サービスの従事については、日本人同様に介護職員初任者研修を修了した有資格者等であることを前提に事業者に対して一定の事項について遵守を求め、当該事項を適切に履行できる体制・計画等を有することを条件として従事を認めるべきである。(有資格者以外の仕事への従事)

◇条件 (抜粋)

- ・受入事業者が行う外国人介護人材への研修
・業務内容や注意事項等について丁寧に説明を行い、その意向等を確認しつつ、外国人介護人材のキャリアパスの構築に向けたキャリアアップ計画を作成する
・ハラスメントを未然に防止するための対応マニュアルの作成・共有、管理者等の役割の明確化など
・介護ソフトやタブレット端末の活用による記録業務の支援、コミュニケーションアプリの導入や日常生活や介護現場での困りごと等が相談できるような体制整備など

さらに介護訪問系サービスで働く外国人の対象に、在留資格が「特定技能」、「技能実習」を一定の要件下で加える方針となりました。

(参考:「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会 中間まとめ」令和 6 年 6 月 26 日 (外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会))